

国土建第 324 号
令和元年 11 月 1 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る
都道府県経由事務の廃止について（通知）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号）が令和元年 5 月 31 日に成立し、令和 2 年 4 月 1 日より施行され、令和 2 年 4 月 1 日以降、国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類で国土交通省令で定めるものについては、都道府県を經由して地方整備局等に提出する義務がなくなります。

他方、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を經由して国土交通大臣に提出することも可能とする」とされており、経由を希望する都道府県（別紙 1 参照）に主たる営業所を有する建設業者は、引き続き許可申請書その他書類を都道府県を經由して、地方整備局等に提出することができることとされております。

経由事務の廃止に係る事務の取扱いを下記の通り通知いたしますので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 経由事務の存続を希望しない都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和 2 年 4 月 1 日以降、以下の書類について当該都道府県を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出すること。

・建設業許可申請書及びその添付書類（建設業法第 5 条、第 6 条及び建設業法施行規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

- ・変更・廃業等の届出書及びその添付書類（建設業法第 11 条、第 12 条及び建設業法施行規則第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 10 条関係）
- ・経営規模等評価申請書及びその添付書類（建設業法第 27 条の 26 第 2 項、第 3 項及び建設業法施行規則第 19 条の 6 関係）
- ・総合評定値の請求書及び経営状況分析の結果の通知書（建設業法施行規則第 21 条の 2 第 2 項関係）

2. 経由事務の存続を希望する都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和 2 年 4 月 1 日以降も、1 に掲げる書類について、従来どおり都道府県を経由して、地方整備局等に提出すること。

(別紙1)

令和2年4月1日以降の各都道府県の經由事務の存廃の状況及び
許可申請書その他書類の提出先

都道府県	經由事務の存廃	提出先
北海道	廃止	北海道開発局
青森県	廃止	東北地方整備局
岩手県	廃止	東北地方整備局
宮城県	廃止	東北地方整備局
秋田県	廃止	東北地方整備局
山形県	廃止	東北地方整備局
福島県	廃止	東北地方整備局
茨城県	廃止	関東地方整備局
栃木県	廃止	関東地方整備局
群馬県	廃止	関東地方整備局
埼玉県	廃止	関東地方整備局
千葉県	廃止	関東地方整備局
東京都	廃止	関東地方整備局
神奈川県	廃止	関東地方整備局
新潟県	廃止	北陸地方整備局
富山県	廃止	北陸地方整備局
石川県	廃止	北陸地方整備局
福井県	廃止	近畿地方整備局
山梨県	存続	山梨県
長野県	廃止	関東地方整備局
岐阜県	廃止	中部地方整備局
静岡県	廃止	中部地方整備局
愛知県	廃止	中部地方整備局
三重県	廃止	中部地方整備局

都道府県	經由事務の存廃	提出先
滋賀県	廃止	近畿地方整備局
京都府	廃止	近畿地方整備局
大阪府	廃止	近畿地方整備局
兵庫県	廃止	近畿地方整備局
奈良県	廃止	近畿地方整備局
和歌山県	廃止	近畿地方整備局
鳥取県	廃止	中国地方整備局
島根県	廃止	中国地方整備局
岡山県	廃止	中国地方整備局
広島県	廃止	中国地方整備局
山口県	廃止	中国地方整備局
徳島県	廃止	四国地方整備局
香川県	廃止	四国地方整備局
愛媛県	廃止	四国地方整備局
高知県	廃止	四国地方整備局
福岡県	廃止	九州地方整備局
佐賀県	廃止	九州地方整備局
長崎県	廃止	九州地方整備局
熊本県	廃止	九州地方整備局
大分県	存続	大分県
宮崎県	廃止	九州地方整備局
鹿児島県	廃止	九州地方整備局
沖縄県	廃止	沖縄総合事務局

事 務 連 絡

令和元年11月 1日

建設業者団体 御中

国土交通省 土地・建設産業局

建設業課 建設業適正取引推進指導室

国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

標記の件につきまして、別紙事務連絡のとおり、令和2年4月1日以降の地方整備局等における国土交通大臣許可に係る許可証明書の発行に関する取扱いについての運用を統一することといたしますので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体傘下建設企業等に対する周知をお願いいたします。

事務連絡
令和元年11月1日

地方整備局等
建設業担当課長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課 建設業適正取引推進指導室

国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

各地方整備局等においては、従来より、当該許可に係る建設業者の許可が有効であることを証明する「許可証明書」の発行手続きを行っていただいているところですが、同証明書を発行している本来の目的は、許可の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期限までに更新申請に対する処分がされない時は、従前の許可がなおその効力を有する（建設業法第3条第4項）ことを証明することにあります。

しかしながら、実際上は、許可の更新申請時期に関わらず、当該許可に係る建設業者が、公共工事の発注者や元請業者からの求めに応じるため、現時点における許可が有効であることを証明するための発行が多数となっているのが現状です。

一方、国土交通省では、ホームページにおいて、平成20年度より、「建設業者・宅建業者等企业情報検索システム」を稼働し、不特定多数の者が、随時、建設業許可業者に係る許可の状況を検索できる環境を整備しており、常時、建設業の許可情報を確認することが可能となっています。

つきましては、このような状況を鑑み、令和2年4月1日以降、地方整備局等における許可証明書の発行については以下のとおり運用を統一することといたします。

記

1. 建設業法第3条第4項の効力を有している場合に限り行うものとする。
2. 許可証明書の請求は、原則として、一の更新申請につき1回、発行部数は1枚限りとし、その期間は更新の申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間とする。
3. 「建設業者・宅建業者等企业情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りでない。

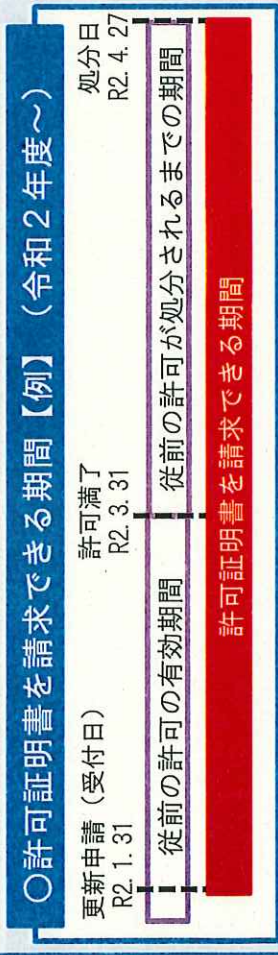
国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

○現状等

- ▶ 「許可証明書」は、許可行政庁において当該建設業者の許可が有効であることを証明するもの。
- ▶ 許可行政庁が「許可証明書」を発行している本来の目的は、許可の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間までに更新の申請に対する処分がなされないうちは、従前の許可がなおその効力を有する（建設業法第3条第4項）ことを証明すること。
- ▶ しかしながら、許可の更新申請時期に関わらず、公共工事の発注者や元請業者からの求めに应じるため、現時点における許可が有効であることを証明するための発行が多数である。
- ▶ 一方、国土交通省では現在、『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（HP）』により、不特定多数の者が随時検索できるような環境を整備しているので、常時建設業の許可情報を確認することが可能である。
- ▶ ついては、本来の目的及び上記の状況を踏まえ、国土交通省（地方整備局等）が『許可証明書』を発行するに当たっては、令和2年度から次のように運用を統一する。

○国土交通省における令和2年度からの運用

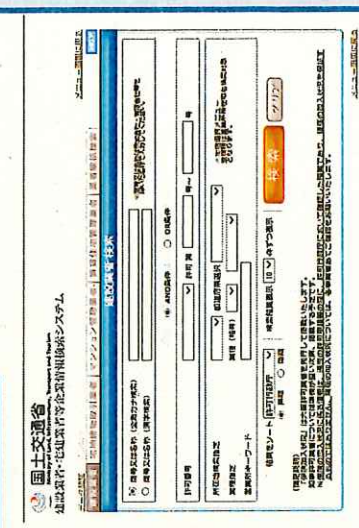
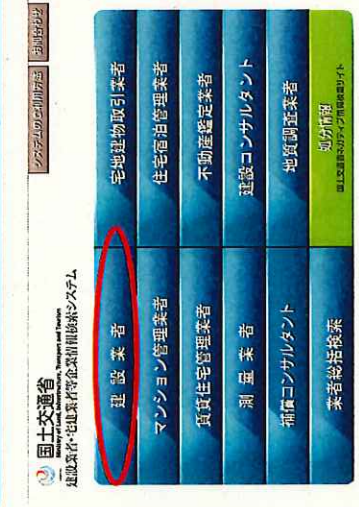
- ▶ 令和2年4月以降、地方整備局等で発行する『許可証明書』は、建設業法第3条第4項の効力を有していることを証明する場合に限り行うこととする。
- ▶ 許可証明書の請求は、原則として、一の更新申請につき1回、発行部数は1枚限りとし、その期間は更新の申請の受付日から当該申請に對する処分がされるまでの間とする。
- ▶ なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りでない。



○建設業法第3条第4項

- ▶ 更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

○建設業者・宅建業者等企業情報検索システム



業者名・許可番号等から許可の状況について確認することが可能です。

<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>